



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月25日金曜日 第169号

◇ 目 次 ◇ 規 則

建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則の一部を改正する規則.....(土木管理課)...1116

告 示

県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....(農地整備課)...1117

家畜伝染病まん延防止のための消毒方法の実施.....(畜産課)...1117

保安林の指定.....(森林整備課)...1118

まいわし太平洋系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量.....(水産課)...1118

まあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量.....()...1118

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....()...1118

落札者の告示.....()...1118

基本測量の終了の通知.....(道路維持課)...1118

公共測量の終了の通知.....()...1119

落札者等の告示(2件).....(会計課)...1119

土地改良区役員の就退任の届出(2件).....(東予地方局農村整備課)...1119

建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課)...1120

道路の区域変更(県道岩城環状線).....(東予地方局今治土木事務所)...1120

道路の供用開始().....()...1121

道路の供用開始(県道大三島環状線).....()...1121

道路の供用開始(県道大島環状線).....()...1121

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....(中予地方局農村整備第一課)...1121

道路の供用開始(県道松山伊予線).....(中予地方局管理課)...1121

建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課)...1122

道路の区域変更(県道無月宇和島線).....()...1122

道路の供用開始().....()...1122

道路の供用開始(県道宇和三間線).....()...1122

道路の供用開始(一般国道380号).....(南予地方局大洲土木事務所)...1123

監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局)...1123

教育委員会告示

公立博物館の登録.....(社会教育課)...1129

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会)...1129

政治団体の届出事項の異動の届出.....()...1130

政治団体の解散の届出.....()...1130

資金管理団体でなくなった旨の届出.....()...1130

公営企業告示

落札者等の告示.....(公営企業管理局総務課)...1131

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第65号

建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

建設業者許可申請等手続規則及び愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則の一部を改正する規則

(建設業者許可申請等手続規則の一部改正)

第1条 建設業者許可申請等手続規則(昭和47年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第3条 建設業法及び省令の規定により知事に提出すべき書類は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局へ提出しなければならない。</p>	<p>(契印の押なつ)</p> <p>第3条 <u>建設業法及び省令の規定により知事に提出すべき書類(次条において「書類」という。)で2枚以上にわたるものは、接続部へ契印を押なつしなければならない。</u></p> <p>(書類の提出)</p> <p>第4条 _____書類は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局へ提出しなければならない。</p>

(愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則(昭和60年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号_____)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、浄化槽工事業者の登録申請等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第2条 <u>浄化槽法第22条の規定により工事業登録申請者が知事に提出すべき申請書及びその添付書類並びに省令第8条の規定により浄化槽工事業者が知事に提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、1通とする。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、浄化槽工事業者の登録申請等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第2条 <u>法_____第22条の規定により工事業登録申請者が知事に提出すべき申請書及びその添付書類並びに省令第8条の規定により浄化槽工事業者が知事に提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、1通とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(契印)</p> <p>第3条 <u>法及び省令の規定により知事に提出すべき書類(次条において「書類」という。)で2枚以上にわたるものは、接続部へ契印を押さなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1369号

県営中山間地域農業農村総合整備事業内子地区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

- 3 縦覧場所
内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第1370号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域

愛媛県内全域

3 実施の対象となる範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょうを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場

4 実施すべき者

3の家きんの所有者

5 実施の期日

令和3年1月1日から同月31日まで

6 実施の方法

消石灰の農場内散布

○愛媛県告示第1371号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字南谷丙40、丙45、庚569の1、庚569の3、庚569の4、庚571の4、庚571の9、字参り力尾丙38の2、丙38の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷丙40・丙45・庚569の1・庚569の4・庚571の4・庚571の9（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字参り力尾丙38の2・丙38の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1375号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第2号 漁業取締船「うわかぜ」定期検査に係る機関修繕業務 一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年12月11日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	59,840,000円	一般競争入札	令和2年10月30日

○愛媛県告示第1376号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1372号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まいわし太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等	現行水準

○愛媛県告示第1373号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじに関する令和3管理年度（令和3年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県いわし、あじ、さばまき網漁業等	現行水準

○愛媛県告示第1374号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局産業経済部管内）

伊方加入区

国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和2年6月5日から
11月7日まで
- 3 作業地域 八幡浜市、伊方町

○愛媛県告示第1377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり
公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年9月30日から
12月11日まで
- 3 作業地域 愛媛県伊予市大平

○愛媛県告示第1378号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立学校用端末等（Windows端末 26,373台、iPad 1,471台、ルーター 270台）	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年11月6日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	1,551,000,000円	一般競争入札	令和2年9月25日

○愛媛県告示第1379号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
電子黒板 538セット	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年11月6日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	385,000,000円	一般競争入札	令和2年9月25日

○愛媛県告示第1380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、
四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び
退任した旨の届出があった。

令和2年12月25日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
"	尾 藤 元 一	四国中央市川之江町2515番地2
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365番地
"	石 川 幸 成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	長 野 岩 男	四国中央市金生町山田井1364番地4
"	大 西 義 彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720番地
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199番地1
"	南 俊 昌	四国中央市金田町金川76番地4
"	信 藤 孝 義	四国中央市金田町金川949番地
"	鈴 木 忠 信	四国中央市金田町金川1352番地1
"	押 条 和 司 朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	大 西 正 良	四国中央市川滝町下山1746番地9
"	加 地 敏	四国中央市川滝町領家1084番地1

"	北 條 輝 明	四国中央市柴生町396番地
"	石 川 一 雄	四国中央市妻鳥町2956番地1
監 事	大 西 明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	鎌 倉 静 夫	四国中央市金田町半田乙319番地2
"	石 川 昌 司	四国中央市妻鳥町2738番地
"	三 鍋 久 司	四国中央市川滝町領家1313番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 有 利	四国中央市川之江町2951番地
"	尾 藤 元 一	四国中央市川之江町2515番地2
"	星 川 安 徳	四国中央市金生町下分365番地
"	石 川 幸 成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	大 西 明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	大 西 義 彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720番地
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199番地1
"	南 俊 昌	四国中央市金田町金川76番地4
"	信 藤 孝 義	四国中央市金田町金川949番地
"	鈴 木 忠 信	四国中央市金田町金川1352番地1
"	押 条 和 司 朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	喜 井 正 利	四国中央市川滝町下山2315番地
"	石 川 晴 男	四国中央市川滝町領家1375番地

〃	篠原 共明	四国中央市柴生町448番地3
〃	石川 一雄	四国中央市妻鳥町2956番地1
監事	谷 弘 熙	四国中央市川之江町3113番地69
〃	篠永 秀範	四国中央市上分町13番地
〃	石村 照夫	四国中央市川滝町下山2111番地1

〃	白石 武志	今治市松木30番地11
〃	河上 和則	今治市東村2丁目1番25号
監事	村田 修造	今治市横田町1丁目1番15号
〃	三谷 清	今治市長沢甲1084番地
〃	曾我部 通	今治市高橋甲321番地7
〃	佐伯 洋一	今治市大正町4丁目3番5号

○愛媛県告示第1381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年12月25日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	玉井 榮治	今治市南日吉町3丁目1番7号
〃	田窪 憲二	今治市山方町2丁目甲1152番地
〃	村越 定信	今治市砂場町2丁目3番10号
〃	赤根川 晃	今治市鐘場町2丁目2番63号
〃	岡林 興通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
〃	松尾 秀樹	今治市衣干町1丁目2番54号
〃	大澤 讓兒	今治市野間甲1002番地1
〃	芝田 孝行	今治市宅間甲734番地3
〃	世良 親臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
〃	月原 正佳	今治市桜井2丁目5番23号
〃	正岡 賢二	今治市四村29番地
〃	桧垣 昭夫	今治市四村138番地
〃	尾鷹 博司	今治市高部乙105番地4
〃	田窪 正安	今治市杣田甲842番地1
〃	辻 誠	今治市高橋甲1641番地
〃	玉井 任	今治市片山2丁目9番22号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	長島 清志	今治市大正町7丁目1番3号
〃	上田 忠	今治市美須賀町2丁目3番地1
〃	岡田 公一	今治市石井町3丁目5番68号
〃	村越 定信	今治市砂場町2丁目3番10号
〃	岡林 興通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
〃	松尾 秀樹	今治市衣干町1丁目2番54号
〃	大澤 慶三	今治市矢田甲698番地3
〃	大澤 讓兒	今治市野間甲1002番地1
〃	武田 剛	今治市孫兵衛作甲233番地3
〃	世良 親臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
〃	窪田 秀敏	今治市五十嵐甲345番地2
〃	秋山 三郎	今治市中寺104番地
〃	尾鷹 博司	今治市高部乙105番地4
〃	田窪 正安	今治市杣田甲842番地1
〃	越智 正	今治市高橋甲320番地1
〃	長野 則雄	今治市小泉4丁目10番37号
〃	河上 和則	今治市東村2丁目1番25号
〃	白石 武志	今治市松木30番地11
監事	赤根川 晃	今治市鐘場町2丁目2番63号
〃	越智 隆正	今治市新谷甲1643番地
〃	永野 晃斌	今治市別名449番地2

○愛媛県告示第1382号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-28)第1508号	平成28年7月19日	(株)大旺	越智 雅一	今治市喜田村4-10-25	令和2年11月9日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第14680号	平成27年12月22日	(有)アサシオ産業	田村 富定	今治市南宝来町2-8-47	令和2年11月16日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5756番3から 同町岩城5898番3まで	旧	メートル 8.3~40.0	キロメートル 0.513	
		越智郡上島町岩城5756番3から 同町岩城5898番3まで	新	10.0~40.0	0.513	

○愛媛県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5756番3から 同町岩城5898番3まで	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大三島環状線	今治市大三島町宗方3480番から 同町宗方1433番まで	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市吉海町本庄950番2から 同町本庄1012番地先まで	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1387号

三津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 三津土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 三津土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山伊予線	松山市古川南二丁目1141番29から 同市古川南二丁目1140番3まで	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1389号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-27)第12198号	平成28年3月1日	(有)稲月電気設備	稲月 康明	喜多郡内子町五十崎甲1048	令和2年11月19日	土木事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）
(般-28)第11209号	平成28年8月3日	(有)安田塗装	安田 健	南宇和郡愛南町御荘平城4162-5	令和2年11月10日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	無月宇和島線	宇和島市石応581番4	旧	メートル 27.4~31.2	キロメートル 0.038	
			新	27.8~35.8	0.038	

○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市石応581番4	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市吉田町立間3番耕地616番30	令和2年12月25日

○愛媛県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町日野川1211番3から 同町日野川1221番2まで	令和2年12月25日
”	”	喜多郡内子町日野川839番3から 同町日野川808番2まで	”

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事及び愛媛県教育委員会教育長から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

愛媛県監査委員 永 井 一 平
同 越 智 忍
同 森 高 康 行
同 高 橋 正 浩

選定した特定の事件	債権（主に税外債権）の管理に関する財務に係る事務の執行について		
監査の結果に関する報告提出年月日	令和2年3月26日		
監 査 対 象 機 関	総務部行財政改革局財政課		
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容		
財務書類における徴収不能引当金の計上基準の記載誤り 財務書類の重要な会計方針の徴収不能引当金の注記には、「過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上」している旨を記載するのではなく、現状実施している手続を記載する必要がある。 すなわち、「（勘定科目）については過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。」と記載することが財務書類利用者の誤解を招かないものとする。	総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載のとおり、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、適切に見込むこととしており、結果的に過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上することが最も適切であると判断していることから、記載内容は見直さない。		
監 査 対 象 機 関	総務部総務管理局総務管理課 総務部行財政改革局財政課 出納局会計課		
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容		
財産に関する調書、一般会計等財務書類その他の決算関係書類における基金に含まれる貸付金の重複記載（愛媛県医師確保奨学基金・へき地医療医師確保奨学貸付金） 現行のように、単式簿記による財務会計システムから作成された歳入歳出	「財産に関する調書」には、財産、物品、債権、基金の4項目に		

決算書を基礎として、ストック情報を反映した財産に関する調書その他の決算関係書類を作成している場合には、必要なストック情報の確実な入手と内容の十分な吟味が重要である。

基金に含まれる貸付金を基金として表示するか、貸付金として表示するか全庁で統一的な取扱いを定め、継続的に処理すべきである。従来の処理を機械的に踏襲するのではなく、あるべき情報はいかなるものかという観点で検討する姿勢が必要である。

現在の財産に関する調書その他の決算関係書類の作成過程を再検証し、エラー防止のための検証手続（決算関係書類作成の過程で提出された書類に記載された額と債権管理システム上の残高との整合性、債権管理システム上の残高の適正性の検証等をどの部課が行うことが効率的、効果的か等の検討を含む。）の見直し、決算関係書類作成のために必要なストック情報の提出様式の再検討、決算関係書類作成に関して関係部署への研修を通じた関連手続の周知徹底などを実施する必要がある。

これにより、確実な事務の執行のみならず事務の効率化にも寄与するものとする。

さらに、将来的には、ストック情報の総体の一覧的把握を可能にし、貸借対照表の残高とサブシステムにより管理される残高の照合により検証効果が期待される、複式簿記による財務会計システムを整備運用することを検討することが望ましい。

について、決算年度末時点の残高等を記載することと規定されている。関係課が情報共有を図るなど連携して、エラー防止のための再検討に取り組んだ結果、基金に含まれる貸付金は基金として管理されていることから、2年度に作成する元年度「財産に関する調書」からは、基金として表示することとし、会計課において調書を調製した。

また、総務管理課において、調書作成の元データとなる公有財産・債権調査一覧表様式を基金に関する債権が容易に判別可能となるように修正し、令和2年4月3日付で全庁に周知するとともに、財政課においてそれらの修正内容を反映させた財務書類の整理を行うこととした。

なお、複式簿記による財務会計システムの整備運用については、職員への教育・研修、全庁的なインフラ整備が必要となるため、未定である。

監査対象機関

公営企業管理局総務課

監査の結果

措置の内容

電気事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備（公営企業（電気事業会計）が有する未収金）

電気事業会計において、新規売電契約締結時及び既存の供給先に対する定期的な与信管理体制が整備されていない。不慮の貸倒れリスクを最小限に留めるためには、新規契約締結時に当該事業者の財務状況等を把握し、1か月の売電料金等を予測して当該事業者との取引可否を判断する、いわゆる与信付与に関する検討が行われるべきであり、さらにその後も定期的な財務内容・支払能力のチェックが行われる体制を構築すべきである。与信管理に関するルールを設定し、これに基づいて運用していく必要がある。

新規売電契約の締結に当たっては、電気事業法に基づく国の審査のほか、県の競争入札参加資格に係る審査をクリアしている事業者の中から選定しているところであるが、今後は、不慮の貸倒れリスクを最小限とするため、契約手続の中で財務状況を確認・評価できる契約方式を導入する。また、既存契約先については令和2年度から、定期的に財務状況を確認することとする。

監査対象機関

公営企業管理局発電工水課

監査の結果

措置の内容

工業用水道事業新規契約締結時及びその後の定期的な与信管理体制の未整備（公営企業（工業用水道事業会計）が有する未収金）

工業用水道事業会計において、新規給水契約締結時及び既存の供給先に対する定期的な与信管理体制が整備されていない。不慮の貸倒れリスクを最小限に留めるためには、新規契約締結時に当該事業者の財務状況等を把握し、1か月の給水量と工業用水道料金等を予測して当該事業者との取引可否を判断する、いわゆる与信付与に関する検討が行われるべきであり、さらにその後も定期的な給水先事業者の財務内容・支払能力のチェックが行われるべきである。与信管理に関するルールを設定し、これに基づいて運用していく必要がある。

工業用水道事業法は、正当な理由がなければ工業用水の供給を拒んではならない旨を定めており、通商産業省通知による同法の解釈では、財務状況の悪化を「正当な理由」とすることはできないため、新規契約締結時に財務状況の悪化を理由に給水契約の締結を拒むことはできない。なお、料金が延滞した場合には、未収金を増やさないよう給水停止など適切な措置を講じるとともに、早期回収に努めることとしている。

監査対象機関

公営企業管理局総務課

監査の結果

措置の内容

工業用水道料金滞納時の時効の適切な管理の未実施（公営企業（工業用水道事業会計）が有する未収金）
時効の管理が適切にできていないことで消滅時効が成立してしまうことがないよう、適切に時効管理を実施する必要がある。

債権ごとに未収金管理簿を作成し、適切な時効管理を令和2年度から実施する。

公営企業（電気事業会計）における貸倒引当金の計上不足（公営企業（工業用水道事業会計）に対する貸付金）

電気事業会計から工業用水道事業会計に対する貸付金（平成30年度末残高1,878,108千円）については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況

工業用水道事業会計に対する貸付金は、西条地区工業用水道事業の資金不足に係るものであるが、企業債の償還が令和6年度に終了した後は資金不足

にはなく、貸倒引当金の計上が不足している。

「地方公営企業会計基準見直しQ & A」等を参考に、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類（例：貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類）し、これに一定の引当率を乗じて貸倒引当金を算定する等のより合理的な方法を採用する必要がある。

公営企業（工業用水道事業会計）に対する貸付金の金利未計上（公営企業（工業用水道事業会計）に対する貸付金）

公営企業（工業用水道事業会計）に対する貸付金の金利について、一般会計からの貸付金は無利息であり、地方公営企業法が求める適正な利息が支払われているとは言えない状況にある。

一般会計から工業用水道事業に対する支援的な側面で利子を減免する場合は別途一般会計からの負担金等で対応することが考えられる。

公営企業（電気事業会計）における貸倒引当金の計上不足（公営企業（病院事業会計）に対する貸付金）

電気事業会計から病院事業会計に対する貸付金（平成30年度末残高3,200,000千円）については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況にはなく、貸倒引当金の計上が不足している。貸倒引当金を計上するに当たっては、「地方公営企業会計基準見直しQ & A」等を参考に合理的な方法を採用する必要がある。

公営企業（病院事業会計）に対する貸付金の金利未計上（公営企業（病院事業会計）に対する貸付金）

公営企業（病院事業会計）に対する貸付金の金利について、一般会計からの貸付金は無利息であること、公営企業（電気事業会計）からの一部の貸付金の金利は同じ公営企業管理局内における貸付金の金利の10分の1と著しく低く設定されていることは、地方公営企業法が求める適正な利息が支払われているとは認め難い。

一般会計に支払う利息は適正な金額とした上で、別途一般会計からの負担金等で病院事業会計に対する支援をすることも考えられる。

が解消し、返済原資を確保できる見込みであり、工業用水道事業会計全体では令和元年度末で約50億円の資金剰余となっているため、返済能力がないとは言えないことから、工業用水道事業会計として貸倒引当金の計上が必要な状態にはないと判断している。

なお、工業用水道事業会計は財政健全化法による資金不足は生じておらず、財政の健全性は保たれている。

利率等の条件は、会計間の協議により明確に定めておくべきであり、その協議の中で貸付金（借入金）の返済方法をどうするか、利息を付けるかどうかは、契約自由の原則により会計間で自由に決められることができると解している。したがって、会計間の合意がある以上、無利息あるいは著しく低い利率であっても「適正な利息」であると考えている。

病院事業会計は、電気事業会計からの借入金のほかに、一般会計からの借入金もあるが、後者については、平成26年度以降毎年返済を行っており、令和元年度までの6年間に1,657,000千円を返済している。返済は長期間に及ぶものの可能であると考えており、病院事業会計として貸倒引当金の計上が必要な状況にはないと判断している。

なお、病院事業会計は財政健全化法による資金不足は生じておらず、財政の健全性は保たれている。

利率等の条件は、会計間の協議により明確に定めておくべきであり、その協議の中で貸付金（借入金）の返済方法をどうするか、利息を付けるかどうかは、契約自由の原則により会計間で自由に決められることができると解している。したがって、会計間の合意がある以上、無利息あるいは著しく低い利率であっても「適正な利息」であると考えている。

監査対象機関

総務部管理局総務管理課
出納局会計課

監査の結果

措置の内容

債務者別債権残高明細の未作成（地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金）

財産に関する調書その他の決算関係書類に記載されている債権残高と残高明細の合計額の一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債権管理部署（ここでは人権教育課）において少なくとも年度決算時点債務者別債権残高明細を作成することが必要である。そして、例えば、債権管理部署又は監査担当部署が債務者別債権残高明細の合計額と決算関係書類の残高を照合することにより、決算関係書類に記載されている債権額が正しいものか否かの検討が可能になる。

債権に係る事務を統轄する総務管理課において、各債権担当課に令和2年8月21日付で債権別行動計画に基づく厳密な債権管理を求めるとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求め、残高の正確性を検証することとしている。

また、会計課において、県会計規則184条に基づき、繰越未収入金の報告を受ける際に、事前に確認用として年度の繰越予定額及び繰越確定後の財務データ一覧を債権管理部署に配布しており、各部署において残高を照合できるようにしているが、さらに令和元年度分報告から、必要に応じそれを裏付ける資料の提出を求め、残高の正確性を検証することとしている。

監査対象機関

教育委員会事務局指導部人権教育課

監査の結果

措置の内容

債務者別債権残高明細の未作成（地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金）

財産に関する調書その他の決算関係書類に記載されている債権残高と残高明細の合計額の一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債権管理部署（ここでは人権教育課）において少なくとも年度決算時点債務者別債権残高明細を作成することが必要である。そして、例えば、債権管理部署又は監査担当部署が債務者別債権残高明細の合計額と決算関係書類の残高を照合することにより、決算関係書類に記載されている債権額が正しいものか否かの検討が可能になる。

令和2年度決算時点での債務者別残高明細を作成し、履行期限未到来債権額を中心に決算関係書類等との残高の照合を行ってほしい。

債務者に対する財産調査等の不実施（地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金）

適切な債権管理のために財産調査、法的措置等の実施が必要である。

愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納3か月超で、債務者に支払能力がある（無資力又はこれに近い状態以外）場合、主な対応として強制徴収の実施を挙げており、そのためにも財産調査は必要不可欠である。

さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄（原則として消滅時効が経過済みであることが必要。）の対応にもつなげることが可能になる。

財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。

ただし、当該債権の性格上、人権問題等への配慮が必要であり、法的措置等へ移行することで個人名が公表され、関係者が不利益を被らないように事例によって慎重な検討が必要である。また、権利放棄に関して議案上程が困難であることに對し、例えば、相当程度の回収努力を行った上で実質的に回収不能な債権について、債権管理条例の制定により権利放棄の議案上程によらない知事の専決処分による、又は人権問題など高度なプライバシーが保護されるべき債権については個人名を公表しない内容の条例を制定するなど、債権放棄の環境整備を行うことが考えられる。

延滞金の未調定（地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金）

約定どおり返還している者との公平性を担保する観点から延滞金を調定の上適切に徴収する必要がある。延滞金を徴収しない場合、延滞金取扱要領に照らし、「正当な理由」のいずれの事由に該当するかそれまでの納付指導等の記録に基づき債務者毎に検討し、その根拠資料に基づき不徴収の決裁を受けるべきである。

延滞金の未納額の債権管理の簡素化、早期返還の促進のために、例えば一定額未満の延滞金額は調定しないことにするなどを規定することも考えられる。

不十分な時効中断措置の実施及び時効管理（地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金）

安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中断措置を徹底する必要がある。

また、時効中断措置の内容（記号にすれば簡素化できる。）及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなど時効管理を情報システム上で実施する等により、効率的な時効管理が可能になると考える。

財産調査については、個々の事情に応じた配慮が必要であるため、これまで同様、奨学金関係者との電話相談及び面談等で、所有する財産についての聞き取りを中心に行っていく予定である。法的措置等への移行については、プライバシーを侵害し、関係者が命に係わるような不利益を被る可能性があるため、慎重な対応を今後も行っていきたい。

令和2年度から、延滞金を徴収しない場合には、その根拠を明らかにするため、市町担当者からの情報、電話相談・面談記録等から明記した資料を作成し、決裁を受けることとした。

時効管理を徹底するため、関係者と面談等を実施し、債務承認を取り付けるなどの措置を講じながら、時効の中断を図りたい。

令和2年度中に、時効完成日や時効中断措置日が分かるような一覧を、債権管理システムを利用し、作成したい。

監 査 対 象 機 関

教育委員会事務局管理部教育総務課教職員厚生室

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

延滞金の未調定（愛媛県奨学資金貸付金）

約定どおり返還している者との公平性を担保する観点から延滞金を調定の上適切に徴収する必要がある。延滞金を徴収しない場合、愛媛県奨学資金延滞金取扱要領第3に照らし、いずれの事由に該当するかそれまでの納付指導等の記録に基づき債務者毎に検討し、その根拠資料に基づき不徴収の決裁を受けるべきである。

延滞金の未納額の債権管理の簡素化、早期返還の促進のために、例えば一定額未満の延滞金額は調定しないことにするなどを規定することも考えられる。

令和2年度から、延滞金を徴収しない場合には、その根拠を明らかにするため、債務者ごとに整理し保管している返還指導記録（電子ファイル）に基づき検討したことを明記して決裁を受けることとした。

監 査 対 象 機 関

保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

債権回収額を超過する回収事務費の発生（生活安定資金貸付金）

生活安定資金貸付金は毎年の債権の回収額より回収事務にかかるコストの方が大きく、今後も債権の回収がほとんど見込めないため、不納欠損処理が進まない限り市町への交付金は減らず、県職員の事務作業もなくなる。

令和元年度から2年度にかけて、県が主体となった債権管理体制の構築を図るため、市町に対し、未収債権整理状況調査を実施し、未収債権の実態把握を進めているところ。

<p>結果として毎年のコストが積みあがることが予想されるため、積極的に債権整理を推し進めることが県民財産の保護の観点からは必要である。</p> <p>具体的には、債権放棄による不納欠損処理を進めていくことになるが、債権管理マニュアル及び「債権放棄の検討に当たっての考え方 - 全庁共通認識事項 -」（平成27年1月10日付け総第491号総務部長通知）等との整合を図りつつも、例えば「債務者が行方不明」と判断できる要件を事務取扱要領等で明確にする等、より現実的かつ積極的に債権放棄が可能となるよう体制・制度を改正・整備する必要がある。そのため、愛媛県が主体となった管理体制の構築や法的措置の実施についても検討する必要がある。</p>	<p>今後、調査結果を踏まえ、未収債権ごとに、債権整理の方向性（債権放棄、時効援用）を検討することとしており、それと合わせて、実態を踏まえた債権放棄のあり方についても、検討したい。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部社会福祉医療局医療対策課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>貸与取消し時の借用証書への利息に関する事項の未記載（愛媛県医師確保奨学基金貸付金）</p> <p>権利義務関係の明確化のためには、貸与取消し時に被貸与者及び保証人と締結する借用証書には、奨学金の貸与時から一括返還時までの期間について年10%の利率で計算された利息金額も併せて記載すべきである。</p>	<p>貸与取消の事案が発生した際には、貸与取消通知に、貸付金額及び返還利息を明記することとし、権利義務関係の明確化を図りたい。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>総務部総務管理局総務管理課 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>債務者別債権残高明細の未作成（母子父子寡婦福祉資金貸付金）</p> <p>財務書類等の残高と残高明細の合計額の一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債務者別債権残高明細を作成する必要がある。</p> <p>一定時点での債務者別の残高明細を作成することが容易ではない理由は、債権管理システムのデータは貸付、償還、違約金データといったフロー情報しかなく、残高データがないためである。したがって、債権管理システムのデータに残高データを持たせるか、システム上入力されているデータから一定時点の債務者別残高を計算し明細に出力できるようにすることが考えられる。</p>	<p>債権に係る事務を統轄する総務管理課において、各債権担当課に令和2年8月21日付で債権別行動計画に基づく厳密な債権管理を求め、正確な債権額の把握に努めているところ。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金貸付金所管課の子育て支援課において、令和2年度第1四半期中に債権管理システムから必要なデータを抽出整理するとともに、残高のある債務者ごとに手作業でナンバリングを行い、令和2年6月時点における債務者別残高明細を作成し、あわせて主査、副査、係長の複数名による債権管理のチェック体制を整えた。</p> <p>なお、令和5年度にはシステムの更新を予定しており、債権残高を表示する等の機能改修を含め、一定時点の債務者別残高が計算できる仕組みの導入方法を検討している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>債務者に対する財産調査等の不実施（母子父子寡婦福祉資金貸付金）</p> <p>適切な債権管理のために財産調査や場合によっては法的措置等の実施が必要である。</p> <p>愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納3か月超で、債務者に支払能力がある（無資力又はこれに近い状態以外）場合、強制徴収の実施が可能であり、そのためにも、調査先の任意協力が前提となるが、財産調査は必要不可欠である。</p> <p>さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄（原則として消滅時効が経過済みであることが必要。）の対応にもつなげることが可能になる。</p> <p>財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。</p> <p>連帯保証人に対する未請求（母子父子寡婦福祉資金貸付金）</p> <p>履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令の規定に従い、連帯保証人に対して速やかに履行請求を行う必要がある。</p> <p>不十分な時効中断措置の実施及び時効管理（母子父子寡婦福祉資金貸付金）</p> <p>安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割</p>	<p>当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意が得られていない。</p> <p>このため、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるよう、令和2年度中に愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の改訂を検討している。</p> <p>大型電子計算機内の母子寡婦福祉資金貸付金管理システムを活用し、各債権の履行期限の管理ができるよう必要なデータの抽出・整理を行った。</p> <p>なお、連帯保証人への履行請求については、所在確認作業を踏まえて、令和2年度中には実施体制を整備し、貸付の趣旨や債権者・連帯保証人の状況を踏まえながら、可能な案件から順次、履行請求を行うこととした。</p> <p>大型電子計算機内の母子寡婦福祉資金貸付金管理システムを活用し、各債</p>

<p>払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中断措置を徹底する必要がある。</p> <p>限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。</p> <p>債権管理システムの償還状況明細には、「納入月」と「納入日」欄がある。履行期限到来済納入月が指定する一定の年月以前で納入日欄がblank、すなわち収入未済の債権を抽出することにより、時効の完成前に時効完成予備軍の債権に対する検討を網羅的に実施することができると考える。</p> <p>また、時効中断措置の内容（記号にすれば簡素化できる。）及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。</p>	<p>権の時効管理を行うために必要なデータを手作業により抽出・整理を行っており、時効管理ができる体制を令和2年度中に整える。</p> <p>なお、個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないため、令和5年度に予定されている大型電子計算機の廃止に伴う母子寡婦福祉資金貸付金管理システムの更新にあわせて実装・導入することを検討したい。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>総務部総務管理局総務管理課 経済労働部産業支援局経営支援課 出納局会計課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>被災中小企業施設・設備支援事業貸付金の財産に関する調書への記載漏れ（中小企業振興資金貸付金）</p> <p>被災中小企業施設・設備支援事業貸付金（平成30年度末残高6,360,000千円）について、財産に関する調書への記載が漏れていた。事実に基づいた正しい書類で監査委員の審査及び議会の認定を受けるためにも、財産に関する調書は、法令等に基づいて漏れなく適切に作成する必要がある。</p> <p>そのためには、財産に関する調書が適切に作成されるような仕組みを整備・構築する必要がある。</p> <p>愛媛県の歳入歳出決算書はいわゆる現金主義により作成されており、財産に関する調書はストック情報としてこれを補完するものである。ストック情報を事実に基づき正確に網羅的に把握し集計するためには、複式簿記による財務会計システムの導入が望ましいが、これが困難である場合は、例えば、財産に関する調書を作成する部署が補正予算書を含む年度の予算書の「節」が貸付金であるものをリスト化し、各部署から提出された情報によりこれを消し込むなど、網羅的な情報の収集を図る体制の整備が考えられる。</p>	<p>債権に係る事務を統轄する総務管理課において、履歴のない新たな貸付金については、同課照会に対し、各債権担当課からの報告に漏れがあった場合、把握は困難であることから、各債権担当課に令和2年4月3日付で適切な報告を求めるとともに、中小企業振興資金貸付金所管課の経営支援課において、今後同様の誤りがないように、予算書の確認も含め複数名でチェックすることにより、再発防止に努めているところ。</p> <p>また、財産に関する調書を作成する会計課において、報告のある債権のうち未収入金（期限到来債権）については、財務データと照合しているが、現在の財務会計システムでは未到来債権は把握できないことから、未到来債権の可能性の高い特別会計の「（節）貸付金」に歳出額があるものは、報告額により消し込み、再発防止に努める。なお、財産に関する調書への記載が漏れていた平成30年度末残高6,360,000千円については、平成30年度の債権報告漏れとして、元年度「財産に関する調書」の元年度中増減額に含めて記載した。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>経済労働部産業雇用局企業立地課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>明らかに回収不能である債権の不納欠損処理未実施（企業立地促進事業補助金返還金）</p> <p>企業立地促進事業費補助金返還金34,796千円は回収が見込めない債権であり、かつ消滅時効期間である10年も既に経過済みである。無駄な事務コストを極力減らす観点からは、早期に不納欠損処理を行う必要がある。</p>	<p>本件に関連する国機関の動向等を注視し、状況の変化に応じて速やかに債権放棄等必要な手続きを行うこととしているが、同機関において債権放棄していない現状を踏まえ、直ちに不納欠損処理を行うことは適当とはいえず、引き続き債権回収に努めていく。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>農林水産部森林局林業政策課</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>連帯保証人に対する長期未請求（林業改善資金貸付金）</p> <p>連帯保証人に、適時に請求して償還を受けていれば違約金（延滞金）が発生しないため、連帯保証人への影響も少なく済んだ可能性がある。また、愛媛県が延滞債権を早期に回収できた可能性もあった。</p> <p>したがって、今後、償還遅延事例の発生の際には、延滞後一定期間を経過した場合、延滞債権及び違約金（延滞金）の請求は、仮に主債務者からの償還が見込める場合であっても、連帯保証人にも定期的に実施し、早期回収に努めるべきである。</p>	<p>令和2年度から、5年超に渡り連帯保証人へ請求を行っていない滞納案件について、主債務者に対し、連帯保証人へ本債務の状況を説明するよう依頼するとともに、状況を確認しながら、県からも適宜説明を行い、必要に応じて連帯保証人への請求も検討するよう見直しを行った。</p>

監査対象機関	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室 県民環境部環境局循環型社会推進課
監査の結果	措置の内容
<p>返還不能リスクのある単年度貸付金（廃棄物処理センター運営費貸付金） 廃棄物処理センター運営費貸付金は、毎年度末と年度初めに返済と貸付けが反復・継続的に行われているが、実質的に長期貸付金である。経営状態が悪化している第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、地方公共団体にとって貸し倒れになるリスクを潜在化させることから適切な財政運営とは言えず、その実態に応じて早期の解消又は必要に応じて長期貸付又は補助金の交付等への切り替えを行うべきである（地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書（総務省自治財政局 平成27年12月））。また、今後は愛媛県としてこのような経営状態が悪化している第三セクター等に対するいわゆる「単コロ」や「オーバーナイト」と言われる財政運営手法は厳に慎むべきである。</p>	<p>廃棄物処理センター東予事業所は、平成12年の稼働以来、本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成したことから、県、東予5市町、センターとの間で、令和2年4月1日をもって廃止し、令和3年度末までに施設を解体撤去し、4年度中に財団を解散・清算することとし、県と5市町が必要な経費を応分負担することを元年末に合意した。 このため、県では元年度2月補正予算及び2年度当初予算において、センターの廃止や施設の解体撤去に当面必要な経費を、補助金として交付する予算措置を行い、運営費貸付金を取りやめた。 また、第三セクター等に対する貸付金については「愛媛県出資法人経営評価指針」に基づき、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討し、やむを得ず県の貸付が必要とされる場合で、現に出資法人への運転資金としての短期貸付けを行っているときも、出資法人の自主性・自律性を向上させる観点から、縮減等の見直しを図ることとしている。</p>
監査対象機関	総務部行財政改革局財政課
監査の結果	措置の内容
<p>損失補償債務等額の財務書類の注記の記載漏れ 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記する必要がある。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額も併せて注記する必要がある。 なお、令和2年2月7日付で当該注記を追記した平成29年度財務書類が愛媛県のホームページ上で更新された。</p>	<p>御指摘のとおり平成29年度財務書類を令和2年2月7日付で修正し、ホームページに掲載している。</p>

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第12号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。
令和2年12月25日

愛媛県教育委員会
教育長 田所 竜二

設置者の名称	名称	所在地	登録年月日	登録番号
松山市	松山市考古館	松山市南斎院町乙67番地6	令和2年12月21日	第20号

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
令和2年12月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
内山よう子後援会	内山 葉子	内山 葉子	今治市土橋町一丁目8-4	令和2年11月2日
高橋章哲後援会	真鍋 知巳	高橋 充代	西条市大町1019-7	令和2年11月17日

かぎやま茂後援会	岩村一男	山下保志	南宇和郡愛南町小山117	令和2年11月24日
つぼうち和彦後援会	壺内和彦	壺内恵美	今治市松本町一丁目4-10	令和2年11月24日
風の会	柿隆哉	宇野哲明	今治市天保山町二丁目1-7	令和2年11月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年12月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東予周桑支部	渡部浩	会計責任者	藤井武彦	持主 真知子	令和2年5月11日
自由民主党愛媛県第一選挙区支部	塩崎恭久	主たる事務所の所在地	松山市三番町四丁目7-2	松山市千舟町四丁目4-1	令和2年10月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊予鉄道労働組合交通政策研究会	宮崎司	主たる事務所の所在地	伊予市上吾川甲1110-2	伊予郡松前町大字筒井610-15	平成30年8月31日
		代表者	宮崎司	鶴籠直樹	令和元年8月26日
塩崎やすひさと明日を語る会	石崎康雄	主たる事務所の所在地	松山市三番町四丁目7-2	松山市千舟町四丁目4-1	令和2年10月16日
明恭会	村田裕司	主たる事務所の所在地	松山市三番町四丁目7-2	松山市千舟町四丁目4-1	令和2年10月16日
えひめ介護福祉政治連盟	白石正	主たる事務所の所在地	新居浜市江口町17-18	松山市南久米町314-1-2	令和2年11月1日
		代表者	白石正	菅原哲雄	
		会計責任者	東山ひとみ	東田満広	
丹下大輔後援会	白石勝好	主たる事務所の所在地	今治市波止浜11-28	今治市波止浜11-73	令和2年11月1日
森きょうすけ後援会	菊川予市	代表者	菊川予市	八木敏行	令和2年11月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年12月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
たぶち紀子を送り出す会	安田志ほ	平成30年6月6日
藤井朝廣後援会	田原清次	令和2年3月31日
宮脇かおる後援会	田名後千重子	令和2年10月31日

愛媛政策研究会	帽子敏信	令和2年11月13日
高橋章哲後援会	真鍋知巳	令和2年11月16日
国政守後援会	国政守	令和2年11月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年12月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
国 政 守	国 政 守 後 援 会	令和2年11月30日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月25日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県立南宇和病院のトイレ等の自動化1式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年12月11日	株式会社プログレス 南宇和郡愛南町御荘平城3628番地2	34,980,000円	一般競争入札	令和2年10月30日